

青森県報

第三千六百四十五号

平成二十五年
一月二十五日
(金曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高年齢福祉課)	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(同)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	一
宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築住宅課)	二
証紙売りさばき人の指定	(会計管理課)	二
漁船保険付保義務の発生	(西北地域民局)	二
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(県民生活文化課)	三
建設業者の営業の停止	(監理課)	三
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	四
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	四
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	五
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	(同)	五
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	(同)	五

告 示

青森県告示第四十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
株式会社 アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	訪問介護	青森県青森市八戸東丁目二〇の二	平成二十五年一月二十五日
株式会社 アライフ青森	青森市卸町三の五	訪問介護	青森県青森市上北郡野辺地町一字二十平九二の二	平成二十五年一月二十五日

青森県告示第四十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十五年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	指定年月日
株式会社 アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	青森県青森市八戸東丁目二〇の二	平成二十五年一月二十五日

倉石ハーネス株式会社	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の間八六五	居宅介護支援事業所かけはし	八戸市江陽五丁目二七の二一	平成二五・二一
------------	-----------------------	---------------	---------------	---------

青森県告示第四十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所	指定年月日
	株式会社ケアライフ青森	青森市卸町三の五	訪問介護	株式会社ケアライフ青森野辺地営業所	平成二五・二五
	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四の一	訪問介護	アースサポート八戸東	二五・二一
				上北郡野辺地町一字二十平九二の一	平成二五・二五
				八戸市湊高台二丁目二〇の二	二五・二一

青森県告示第四十四号

平成二十四年十二月十四日次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十五年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社敬商事
- 二 代表者の氏名 澤田 加寿江

- 三 主たる事務所の所在地 八戸市根城六丁目二の七 ウインドビル二一
 - 四 免許証番号 青森県知事（二）第三一四六号
- （教示） この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てをすることができる。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

青森県告示第四十五号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十五年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名 十和田市西三番町一九の一五 柏崎 六男
- 二 指定年月日 平成二十五年一月十八日
- 三 売りさばき場所 十和田市西三番町一九の一五

青森県告示第四十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためので、同法第百十二条の二第三項の規定により

公示する。

平成二十五年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
西津軽郡深浦町大字大間越字上小屋野九二 西津軽郡深浦町大字大間越字寛六六の三 西津軽郡深浦町大字大間越字寛六六の三	大間越
川村 幹文 中村 清次 中村 利男	

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アカシヤの会
- 三 代表者の氏名
関 光子
- 四 主たる事務所の所在地
青森市花園一丁目二七の一〇

五 定款に記載された目的

この法人は障害を持つ人と地域の人々が手をたずさえて生きていけるために必要な生活支援などの事業を行う事により、地域社会の中で、よりよい「輪」をつくり、社会福祉の増進と住みよい社会づくりに寄与することを目的とする。

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社佐々木建設工業
- 二 代表者の氏名 佐々木重雄
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字浜田字豊田三六五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第七四九五号
青森県知事許可（特 二四）第七四九五号
- 五 営業の停止を命じた年月日 平成二十五年一月十七日
- 六 停止を命ずる営業の範囲
注文者から青森県の区域内における土木一式工事及び建築一式工事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの
 - 1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの
 - 2 公共工事以外の建設工事であって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間

平成二十五年一月二十四日から同年二月七日までの十五日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

東北地方整備局青森河川国道事務所が発注者である複数の建設工事の入札に関し、前記建設業者が競争参加資格の確認の申請に係る書類に配置予定技術者の工事の施工経験について虚偽の記載をして提出したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第二号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
松友会	松橋 知	松橋 玲子	八戸市大字新井田字横町三三	平成二四・三・五
いつき会	伊藤 一喜	住沢 久一	八戸市南郷区大字島守字不習五	二四・三・一五

青森県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年一月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	代表者	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	代表者	届出年月日
太陽の党青森県第一支部	新	吉田 俊逸	太陽の党青森県第一支部	国会議員関係政治団体以外の政治団体	升田 世喜男	平成二四・三・三
日本維新の会衆議院青森県第一支部	旧	福村 鐵男	日本維新の会衆議院青森県第一支部	国会議員関係政治団体	川端 一義	二四・三・三
自由民主党青森県遺族会支部	新	佐々木 せつ子	自由民主党青森県遺族会支部	自由民主党大畑町支部	むつ市大畑町上野九三の四	二四・三・三
自由民主党大畑町支部	旧	福村 鐵男	自由民主党大畑町支部	自由民主党大畑町支部	むつ市大畑町新町七九	二四・三・三
政治団体の名称	異動事項	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	届出年月日
松橋知後援会	新	松橋 玲子	十和田市大字洞内字井戸頭一五六	松橋 玲子	十和田市大字洞内字井戸頭一五六	平成二四・三・五
松橋知後援会	旧	松森 繁喜	十和田市元町西二丁目一〇の三五	松森 繁喜	十和田市元町西二丁目一〇の三五	平成二四・三・五

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	届出年月日
松橋知後援会	新	松橋 玲子	十和田市大字洞内字井戸頭一五六	松橋 玲子	十和田市大字洞内字井戸頭一五六	平成二四・三・五
松橋知後援会	旧	松森 繁喜	十和田市元町西二丁目一〇の三五	松森 繁喜	十和田市元町西二丁目一〇の三五	平成二四・三・五

青森県社会保険労務士政治連盟	主たる事務所の所在地	青森市本町五丁目五の六	青森市安方二丁目九の二〇	二四・三・二五
小山田久後援会	主たる事務所の所在地	十和田市大字三本木字千歳森二〇三の二	十和田市大字洞内字井戸頭一五六	二四・三・二五
波多野里奈を支える会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	二四・三・二六
青森市医師連盟	会計責任者	盛田 真伸	川口 均	二四・三・二六
恭進会	会計責任者	葛西 憲次	山田 修市	二四・三・二六
中野渡詔子後援会	代表者	小山石 義美	山本 信悦	二四・三・三三

青森県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年一月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
木村守男蟹田後援会	平成三・三・三三	平成四・二・二六
新岡正昭後援会	二四・二・一九	二四・三・二六

青森県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名（公職の種類）	資金管理団体の名称	代表者	主たる事務所の所在地	年届月日
松橋 知（八戸市議会議員）	松友会	松橋 知	八戸市大字新井田字横町三三	平成二四・三・二五
伊藤 一喜（八戸市議会議員）	いつき会	伊藤 一喜	八戸市南郷区大字島守字不習五	二四・三・二九

青森県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年一月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名（公職の種類）	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
仲 里奈（衆議院議員）	波多野里奈を支える会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	平成二四・三・二六

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭